

令和5年度 宮城県立高等学校スクールソーシャルワーカー募集要項

宮城県教育庁高校教育課

宮城県教育庁高校教育課では、県立高等学校にスクールソーシャルワーカーを配置し、問題を抱える生徒への支援の充実を図っております。令和5年度のスクールソーシャルワーカーを募集します。

1 職務内容

宮城県立高等学校のスクールソーシャルワーカーとして、学校長の指揮監督の下、次に掲げる業務を行います。

- (1) 問題を抱えた生徒が置かれた環境への働きかけ
- (2) 関係機関等とのネットワークの構築・連携・調整
- (3) 学校内における支援体制の構築・支援
- (4) 教職員及び保護者に対する支援・相談・情報提供
- (5) 教職員への研修活動
- (6) 県教育委員会が主催する連絡協議会等への参加
- (7) その他、生徒への支援に関して学校において必要と認められる事項

2 採用予定者数

20名程度 (令和4年度採用実績18名)

3 出願方法

(1) 出願資格

地方公務員法第16条各号のいずれにも該当せず、健康上問題のない方で、次の①から⑦までのいずれかを満たし、宮城県内及び隣県に在住する方

スクールソーシャルワーカー

- ① 社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を有する者
- ② ①以外の者で、過去に教育や福祉の分野において活動経験があり、教育と福祉の両面に関して専門的な知識・技術を有する者
- ③ ①の資格試験等に合格し、登録手続き中の者

※地方公務員法 第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 宮城県において、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
4. 憲法又は政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 出願期間 令和4年11月16日(水)から令和4年12月9日(金)まで

※宮城県教育委員会高校教育課ウェブページに掲載します。

(3) 提出書類

出願者は、出願資格に応じて、以下の該当する○印の書類を提出すること。

| 提出書類 | 資格 | | |
|-----------------------------|------|---|---|
| | 出願資格 | | |
| | ① | ② | ③ |
| イ 出願書兼履歴書（別紙所定様式を用いること。） | ○ | ○ | ○ |
| ロ 勤務等希望調書 | ○ | ○ | ○ |
| ハ 資格証の写 | ○ | | |
| ニ 在職証明書又は実務証明書（任意様式） | | ○ | |
| ホ 資格試験等合格通知の写し及び資格登録申請書等の写し | | | ○ |

- ・「社会福祉士」「精神保健福祉士」以外に心理臨床に係る資格等がある場合は、それを証明するものの写しも併せて提出してください。
- ・令和4年度に「社会福祉士」「精神保健福祉士」の試験を受験して合格した方は、合格通知が届いたら速やかに「合格通知」の写しを送付してください。また資格を証明するものが届いたら速やかに書類の写しを送付してください。
- ・一度受理した提出書類は返却いたしませんので、御了承願います。
- ・受付の確認には応じかねますので、送付した書類の写し等を保存してください。
- ・記載事項に虚偽の申告があった場合には、合格を取り消すことがあります。

(4) 出願方法

出願書類はイ、ロ、及び出願資格ごとに提出が必要な書類ハ～ホを、角型2号（240mm×332mm）の封筒に入れ、**簡易書留で郵送**してください。

なお、封筒の表面に「高等学校SSW出願書」と朱書してください。

令和4年12月9日（金）の消印があるものまでを有効とします。

(5) 出願書類送付先及び問合せ先

〒980-8423

宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

宮城県教育庁高校教育課 学校経営・生徒指導班 宛て

TEL 022-211-3626

FAX 022-211-3696

E-mail ko-tokat@pref.miyagi.lg.jp

4 選考

(1) 面接日程及び会場

面接日程：令和5年2月7日（火）から令和5年2月10日（金）の指定した日時
（ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く）

面接会場：宮城県行政庁舎又は自治会館（出願者ごとに指定した会場）

(2) 選考方法

出願書類、事前課題、面接により、出願者の中から「令和5年度県立高等学校スクールソーシャルワーカー候補者名簿への登載（名簿登載者）」を決定し、名簿登載者の中から採用者を決定します。

なお、名簿登載者が全て採用されるとは限りません。

事前課題については、受験票送付時にお知らせします。

(3) 受験票及び日程連絡

出願者には、提出された出願書類をもとに、令和5年1月13日（金）以降に受験票を郵送します。その際、受験番号、面接日程、面接会場、及び事前課題提出日についても連絡します。

(4) 選考基準

次の観点で、出願書類、事前課題、面接の結果を総合的に判断し、名簿登載者を決定します。

- スクールソーシャルワーカーとしての資質、適性
- スクールソーシャルワーカーとしての専門性
- 学校教育や教師の職務への理解、組織への適応力、社会性、協調性
- スクールソーシャルワーカーとしての態度、意欲、情熱

(5) 結果通知

- 選考結果については、2月下旬に、出願者本人宛てに郵送します。
2月末日までに通知がない場合は、当課担当まで電話でお問い合わせください。
- 採用内定者へは、配置校等の勤務先、年間勤務時間数、報酬等について令和5年3月下旬にお知らせします。
- 採用手続き中及び採用後に非違行為が発覚した場合は、内定又は採用を取り消します。

5 勤務条件等

- (1) 任用期間 令和5年4月から令和6年3月までの必要と認める期間
- (2) 配置先 宮城県立高等学校
- (3) 配置回数等
原則として1校当たり年間12日から34日までの範囲(月1日から週1日相当)、1日当たり6時間勤務とする。ただし、学校の実情に応じ、勤務日数及び勤務時間数を増減して配置する場合があります。
- (4) 緊急派遣
重大事故の発生等、スクールカウンセラーの緊急支援が必要と判断される場合には、学校の要請に基づいて、派遣する場合があります。
- (5) 他校派遣
スクールソーシャルワーカーを配置していない学校及び県立中学校が、スクールソーシャルワーカーの支援を必要とする場合には、要請に基づいて、派遣する場合があります。
- (6) 報酬
イ 出願資格①③に定める者は、時間単価5,000円です。
ロ 出願資格②に定める者は、時間単価2,500円です。
- (7) 各種手当
県の規定により通勤手当を支給します。
- (8) 社会保険
原則として加入しませんが、勤務日数によっては加入する場合があります。
- (9) 公務上の災害に対する補償
労働者災害補償保険法又は非常勤職員公務災害補償等条例の定めるところによります。
- (10) 身分
県教育委員会の会計年度任用職員となります。
- (11) 服務規律
地方公務員法の適用を受け、信用失墜行為の禁止、守秘義務等の服務規律が適用され、違反した場合は懲戒処分の対象となります。

6 その他

- (1) 本募集要項、出願書兼履歴書、勤務等希望調書の様式データは、宮城県教育庁高校教育課のウェブページに掲載しております。
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/koukyou/gak-top.html>
- (2) 本事業については、令和5年度当初予算の成立をもって確定されることから、今後予算に変更が生じた場合には、本要項に記載の内容を変更することがあります。